

# 情報ひろば

## ■各総合支所

国府☎(0857)39-0555／福部☎(0857)75-2811  
 河原☎(0858)76-3111／用瀬☎(0858)87-2111  
 佐治☎(0858)88-0211／気高☎(0857)82-0011  
 鹿野☎(0857)84-2011／青谷☎(0857)85-0011



福祉

### 児童扶養手当

受給できるのは、次の条件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）を監護している母、または養育している人です。ただし、所得制限があります。

#### ■該当条件

- ▽父母が離婚した後、父と一緒に生活していない児童
  - ▽父が死亡した児童
  - ▽父が政令で定める障害の状態にある児童
  - ▽父の生死が不明な児童
  - ▽父に引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ▽父が引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ▽母が婚姻によらないで懐胎した児童など
- 該当しない場合
- ▽日本国内に住所がない場合
  - ▽公的年金、労災補償を受けることができる場合

▽児童が父に支給される公的年金の加算対象になつていない場合  
 ▽児童が児童福祉施設などに入所している場合  
 ▽母が事実上婚姻関係にある場合

▽平成15年4月1日現在で、支給要件に該当してから5年を経過している場合

問い合わせ先 市役所南庁舎  
 児童家庭課 ☎(0857)20-3465



お知らせ

### 鳥取市長選挙の日程および 立候補予定者説明会

任期満了（4月14日）にともなう、鳥取市長選挙を行います。

投票日 4月9日（日）

告示日 4月2日（日）

立候補予定者説明会

とき 2月21日（火）午後1時30分

ところ 福祉文化会館3階会議室 ※立候補を予定されている人（またはその代理人）は必ず

出席してください。

問い合わせ先 市選挙管理委員会（福祉文化会館内・西町二丁目）☎(0857)20-3386

### 1月中に 償却資産の申告は、

平成18年1月1日現在で、事業用償却資産を所有している法人および個人は、資産の種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告してください。申告が必要な償却資産とは、土地と家屋以外のもので、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却額として経費に算入されるもの（自動車税、軽自動車税の対象となるものは



【市・県民税】

平成18年1月1日現在、鳥取市に住所のある従業員に対して、平成17年中に給与を支払った会社や個人商店などの事業主は、1月31日（火）までに給与支払報告書を市民税課へ提出してください（平成17年中の中途退職者の給与支払報告書も提出してください）。

### 給与支払報告書の提出

平成18年度の市・県民税額の計算や平成17年分所得証明書などの各種証明書の発行は、この給与支払報告書に基づいて行いますので、提出が遅れると納税通知書の発送が遅れたり、各種証明書の発行ができなくなります。また、給与支払報告書に記載されている住所、氏名、生年月日、支払金額、控除内訳などは、市・県民税額の各種証明書に記載されますので、提出時には誤りがないようご確認ください。

■問い合わせ先 市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3415

除く）です。

なお、法定申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、1月20日（金）までに申告していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 市役所南庁舎  
 固定資産税課 ☎(0857)20-3421

### 救命講習会

とき 1月15日（日）午後1時～

ところ 東部消防局（吉成）

受講対象者 中学生以上

講習科目 心肺蘇生法の実技指導など

受講料 無料

問い合わせ先 東部消防局 ☎(0857)23-2301